

令和4年第7回

美里町農業委員会総会議事録

第7回美里町農業委員会総会

1 開催日時

令和4年7月25日(月) 午後1時30分から午後2時39分

2 開催場所

美里町役場南郷庁舎2階 多目的ホール

3 出席委員(14名)

| | | | | | |
|-----|---------|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 佐々木 幸一郎 | 2番 | 福田 なほ子 | 3番 | 鈴木 幸博 |
| 4番 | 渡邊 雅光 | 6番 | 後藤 幸太郎 | 7番 | 小野 保裕 |
| 8番 | 我妻 卓美 | 9番 | 片倉 澄子 | 11番 | 澁谷 正行 |
| 12番 | 久道 雄悦 | 13番 | 尾形 司 | 14番 | 古内 世紀 |
| 15番 | 邊見 勝寿 | 16番 | 伊藤 恵子 | | |

欠席委員(1名)

10番 遊佐 恭一

4 報告事項

1. 農家相談日について
2. 使用貸借権の合意解約による通知について
3. 利用権設定の合意解約による通知について

5 議 事

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
- 第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 第5号議案 農地等の利用最適化の推進に関する指針の改定について

6 その他連絡・報告事項

7 農業委員会事務局職員(3名)

事務局長 高橋 博喜
事務局次長 野田 浩司
総務係長 澤村 拓也

8 会議の概要

| | |
|--------|--|
| 事務局長 | <p>では、定刻になりましたので、ただいまより令和4年第7回美里町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>開会に当たりまして、伊藤会長よりご挨拶をお願いします。</p> |
| 会長 | <p>(挨拶内容省略)</p> |
| 事務局長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を進行すると規定されておりますので、会長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>これより令和4年第7回美里町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は、10番遊佐恭一委員が欠席しましたので14名であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。</p> |
| 議長 | <p>次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。美里町農業委員会会議規則第15条第1項の規定により、議長より指名いたします。1番佐々木幸一郎委員、2番福田なほ子委員をお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>それでは、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項1番、農家相談日について、7月5日に農家相談を行っておりますので、担当委員より報告をお願いいたします。</p> |
| 我妻卓美委員 | <p>7月5日、201会議室において農家相談を行いました。邊見職務代理と福田委員と私の3名で対応いたしました。相談件数は2件でした。</p> <p>まず1件目は●●の●●さんという方です。この方は、所有面積が約2.6ヘクタールありまして、それを全部、ナカゾネハーベストに平成9年まで利用権設定しているのですが、今年急に畑の28アールについて、ナカゾネハーベストから自己保全で申請したから自分で管理してくれと言われ、困っているという相談でした。</p> <p>内容の詳細は分かりませんが、●●さんに見れば管理もできない状態ですし、当然ハーベストが利用権を組んでいるわけですから、管理するのはハーベストだと思いますので、現状を確認してから耕作者に連絡するという対応をいたしました。</p> <p>もう1件は、●●の●●さんという方です。借り手の●●さんとの賃貸借契約が切れるが、どのようにしたらよろしいですかという相談だったので、書類の記入の説明をいたしました。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>ご苦労さまでした。</p> <p>続きまして、報告事項2番、使用貸借権の合意解約による通知について、報告事項3番、利用権設定の合意解約による通知についてを一括で事務局より報告をお願いいたします。</p> |

事務局 (報告事項 2、報告事項 3 について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長 ありがとうございます。
ただいま、事務局より一括で説明していただきましたが、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ないようですので、続きまして議事に入ります。
第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局 (第 1 号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長 ありがとうございます。
事務局の説明が終了しましたので、第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について審議いたします。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 それでは、質疑なしと認め、採決をいたします。
第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認め、第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請の許可については原案どおり許可といたします。

議長 続きまして、第 2 号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局 (第 2 号議案、番号 1 9 9 番から 2 0 4 番について議案書に記載のとおり説明を行った)

議長 ありがとうございます。
事務局の説明が終了しましたので、第 2 号議案、農用地利用集積計画書審議について、番号 2 0 3 番を除く 5 件について審議いたします。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑なしと認め、採決をいたします。
第 2 号議案、農用地利用集積計画書審議について、番号 2 0 3 番を除く 5 件について賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。

議長 続きまして、番号203番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条により、16番、私、伊藤が退席し、暫時の間、邊見会長職務代理に議長をお願いいたします。

議長 休憩いたします。(13:55)

会長職務代理 それでは、再開いたします。(13:56)

会長職務代理 休憩前に引き続き、番号203番について審議をいたします。何か質疑などございませんか。

(なしの声あり)

会長職務代理 質疑なしと認め、採決をいたします。
番号203番について賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

会長職務代理 全員賛成と認めます。

会長職務代理 それでは、休憩します。(13:56)

議長 それでは、再開いたします。(13:57)

議長 第2号議案、農用地利用集積計画書審議については、6議案全て賛成ですので、原案どおり許可相当と意見を付し、町長に報告をいたします。

議長 続きまして、第3号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。
また、7月14日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。
はじめに、事務局より説明願います。

事務局 (第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長 ありがとうございます。
引き続き農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

佐々木幸一郎委員 報告いたします。
農地調査委員会は、今月は福田委員と委員長である私、佐々木の2名が担当し、伊藤会長、邊見会長職務代理者、事務局からは高橋局長、野田次長の計6名で、7月14日木曜日に現地調査を行いました。
それでは、報告します。
写真も添付されておりますので、これも参考にしてください。番

号5につきましては●●字●●に位置しておりまして、転用目的は住宅建築です。周辺に10ヘクタール以上の農地が広がっており、申請地はその一角にありますので、農地区分は第1種農地となります。住宅建築は許可方針にある不許可の例外に該当するため、転用可能でありますとともに、農地以外の土地も見当たらなかったことから、やむを得ず許可相当と見てまいりました。

以上です。

議長

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、第3号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について審議いたします。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第3号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第3号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定については、原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

議長

続きまして、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。

また、7月14日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

初めに、事務局より説明願います。

事務局

(第4号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。

引き続き農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

委員

報告いたします。

番号11につきましてはですが、●●字●●に位置しており、転用目的は営農型太陽光発電設備の設置でございます。周辺には10ヘクタール以上の農地が広がっておりまして、申請地はその一角にありますので、農地区分は第1種農地となります。営農型太陽光発電設備は一時転用に該当しますが、一時転用は農用区域内や第1種農地でも転用が認められておりますことから、許可相当と見てまいりました。

ちょっと待ってください、失礼しました。報告を間違えました。今11番でしたね。番号10番に戻ります。大変失礼しました。

番号10につきましては、●●に位置しておりまして、転用目的は賃貸住宅建設でございます。都市計画用途地域内であること、ま

た、周辺500メートル以内に●●中学校、●●小学校の2つの教育施設があるため、農用地区分は第3種農地となりますので、特に問題は見当たらず許可相当と見てまいりました。

番号11につきましては、●●字●●に位置しておりまして、転用目的は営農型太陽光発電設備の設置でございます。周辺には10ヘクタール以上の農地が広がっておりまして、申請地はその一角にありますので農地区分は第1種農地となります。営農型太陽光発電設備は一時転用に該当しますが、一時転用は農用地区域内や第1種農地でも転用が認められておりますことから、許可相当と見てまいりました。

議長 休憩いたします。(14:10)

議長 再開いたします。(14:10)

委員 12番でございますけれども、12番につきましては●●字●●に位置しておりまして、転用目的は営農型太陽光発電設備でございます。周辺には10ヘクタール以上の農地が広がっておりまして、申請地はその一角にありますので、農地区分は第1種農地となります。営農型太陽光発電設備は一時転用に該当しますが、一時転用は農用地区域内や第1種農地でも転用が認められておりますことから、許可相当と見てまいりました。
以上でございます。

議長 ご苦労さまでした。
事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について審議いたします。質疑ありませんか。

後藤幸太郎委員 6番後藤です。
営農型太陽光発電設備の2件について、作る予定の作物は何でしょうか、分かる範囲で教えてください。

事務局 作物については小麦になります。●●と●●、どちらも小麦になります。今年の11月から作付する予定になります。資材も予定どおり調達するというので事務所から聞いております。

議長 よろしいですか。そのほかございませんか。

鈴木幸博委員 3番鈴木です。
今の関連ですが、番号11の工期については、許可日からとなっていて、写真見ると稲を作付中だと思うんですが、小麦も秋播きですよね。(「はい」の声あり)そして、工期の終期が4月30日までとなると何かちょっとちぐはぐな気がします。
許可日は8月下旬頃だと思いますので、この稲を収穫するのであれば10月頃までかかるので、工期の始期が許可日では無理じゃないでしょうか。

事務局 こちらの番号11の●●の営農型太陽光発電設備を設置する土地につきましては、今現在、稲を作付けしている状況でございます。こちらにつきましては、稲の収穫終了後、資材等を設置しまして、

11月に小麦の播種を行うということを聞いております。

以上のことから、こちらの許可日につきましては、事業所の方と確認いたしまして11月からに訂正させていただきよう調整させていただきたいと思っております。

鈴木幸博委員

では、工期の始期は許可日からじゃなくて11月からになるということですね。

事務局

事業所と調整させていただいて、訂正させていただきたいと思っております。

議長

そのほかございませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

議長

それでは、質疑なしと認め、採決をいたします。

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定については、原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

議長

休憩いたします。(14:17)

議長

再開いたします。(14:30)

議長

続きまして、第5号議案、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

(第5号議案について説明を行った)

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終了しましたので、ただいまより第5号議案、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について審議いたします。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第5号議案、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第5号議案、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定に

議長

については、原案どおり承認されました。

以上で議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第7回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和 年 月 日

会 長

署名 委員
議席 1 番

署名 委員
議席 2 番